

令和8年度秋田県介護テクノロジー活用支援事業費補助金 交付申請についてのご案内

【提出が**必須**の書類】

- ア 補助金交付申請書（様式1）
 - イ 補助金所要額調書（様式1（別紙1））
 - ウ 補助事業収支予算書（様式1（別紙2））
 - エ 誓約書（様式1（別紙3））
 - オ 債権者登録票（補助金を受け取る口座の情報を記入してください）
- ※「ア 補助金交付申請書（様式1）」、「エ 誓約書（様式1（別紙3））」及び「オ 債権者登録票」の右上に記載する日付は「令和8年9月10日以降の日付」としてください。
- ※「イ 補助金所要額調書（様式1（別紙1））」について、計画提出時に県から修正依頼をしております。不明な点がありましたらお問い合わせください。

【事業計画提出時と**内容に変更がある場合のみ提出が必要**な書類】

- カ 業務改善計画書（未宣言だった SECURITY ACTION を宣言した、等の変更があった場合）
- キ 対象機器等に係るカタログの写し（通信環境整備を行う場合は、図面等の写し）
- ク 対象機器等に係る見積書の写し

【**必要に応じて提出**する書類】

- ケ 指令前着手届出書（様式7）（交付決定前に事業に着手する（した）場合）

【申請書様式等】

- ・ 交付申請書類は、令和8年9月14日（月）まで電子申請システムで提出してください。
- ・ 提出先（【交付申請用】令和8年度 秋田県介護テクノロジー活用支援事業費補助金）
(URL) <https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/R8kaigotech-shinsei>
- ・ 各種様式は、メールでお送りしたもの、または県公式ウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。(URL) <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/96091>

【補助要件の確認】

- ・ 補助金の交付を申請する事業者は、補助金交付要綱第4条各号に定める要件を満たす必要があるので、改めて交付要綱を御確認ください。
- ・ 補助金交付要綱第4条(2)で定めるとおり、「SECURITY ACTION」の宣言を行う必要がありますので、事業計画を提出した時点で、宣言を行っていない事業者は、必ず宣言に関する手続きを行ってください。
- ・ 補助金交付要綱第4条(7)で定めるとおり、「LIFE」による情報収集に協力する必要がありますので、事業計画を提出した時点で、LIFEの利用申請を行っていない事業者は、必ずLIFEの利用申請を行ってください（LIFE対象外のサービス事業所は除く）。
- ・ 補助金交付要綱第4条(9)で定めるとおり、同要綱別表1のサービスを提供する事業所は、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を設置する必要がありますので、未設置の対象事業者は、必ず委員会を設置してください。
- ・ 補助金交付要綱第4条(10)で定めるとおり、同要綱別表2のサービスを提供する事業所は、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始し、データ連携の実績を提出する必要がありますので、利用を開始していない対象事業者は、利用開始の手続きを行ってください。